

平成27年8月6日  
内閣府政策統括官  
(原子力防災)付  
広域的な原子力災害に  
関するWG(福井エリア)  
高浜地域分科会

## 広域避難受入の手引きの策定について

内閣府(原子力防災担当)では、13地域に地域原子力防災協議会を設置し、関係自治体が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援している。

一方で、地域における緊急時対応の検討にあたり、関係自治体が策定した避難計画を踏まえた避難受入れの準備は重要であり、受入れ側自治体の協力が不可欠である。

これについて、避難計画の実効性向上を目的に、避難受入れの準備の参考として、「広域避難受入の手引き」を策定し、関係者に示すこととしたい。

### 1. 基本的な方針

- 本手引きは、原子力災害が発生した際の広域避難について、避難受入市町村において取組みが必要と考えられる事前対策、応急対策等の事項を整理し、避難受入における対応の充実を目的とするもの。
- 避難受入の前提として、避難受入市町村は被災していないこと、避難計画で定められている避難元市町村の住民のみを受け入れること、避難所の開設期間を1か月程度とすること(二次避難を含まない)を想定。
- 避難所の運営については、自然災害等を想定した避難所運営マニュアルに準ずることから、本手引きにおいては対象外とする。

### 2. スケジュール(予定)

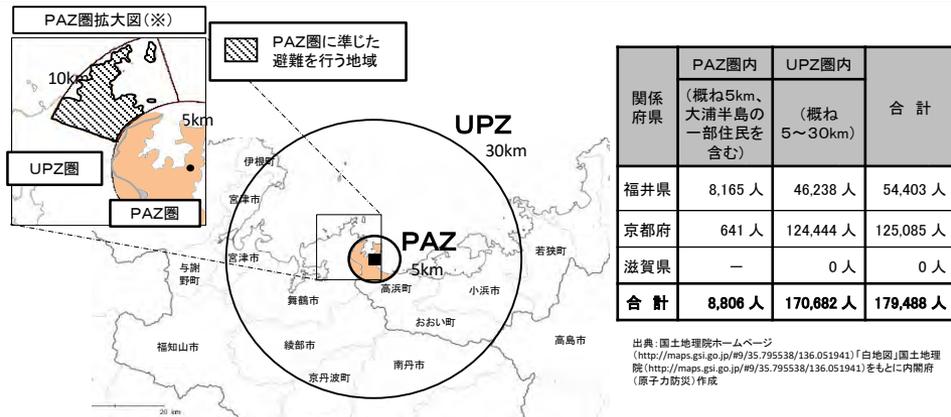
8月6日	高浜地域分科会への周知
時期未定	関係各省、関係自治体との相談
9～10月頃	手引きの決定

以上

# 高浜地域の緊急時対応（概要版） ①原子力災害対策重点区域・広域避難先

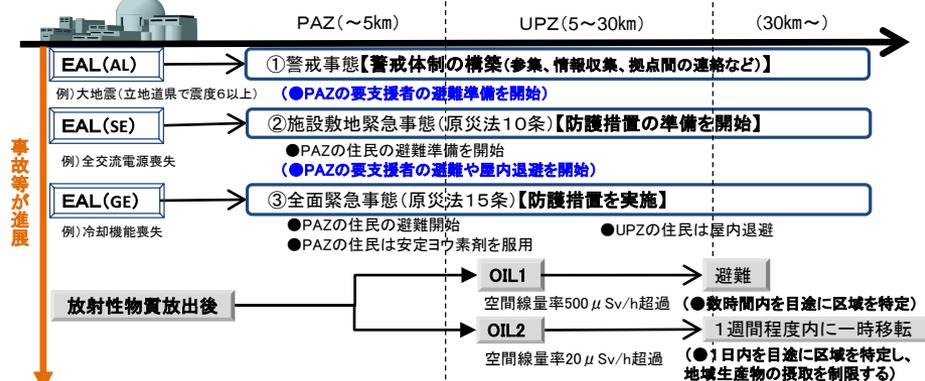
## 1. 高浜地域の原子力災害対策重点区域

- 高浜地域における原子力災害対策重点区域は（概ね半径30kmの範囲）の人口は179,488人（平成26年4月現在）。
- PAZ圏内の人口は高浜町（福井県）8,165人、舞鶴市（京都府）641人（大浦半島の一部の住民を含む（「PAZ圏拡大図（※）」参照））。
- UPZ圏内の人口は関係12市町170,682人。なお、滋賀県高島市の対象地域に住民は居住していない。



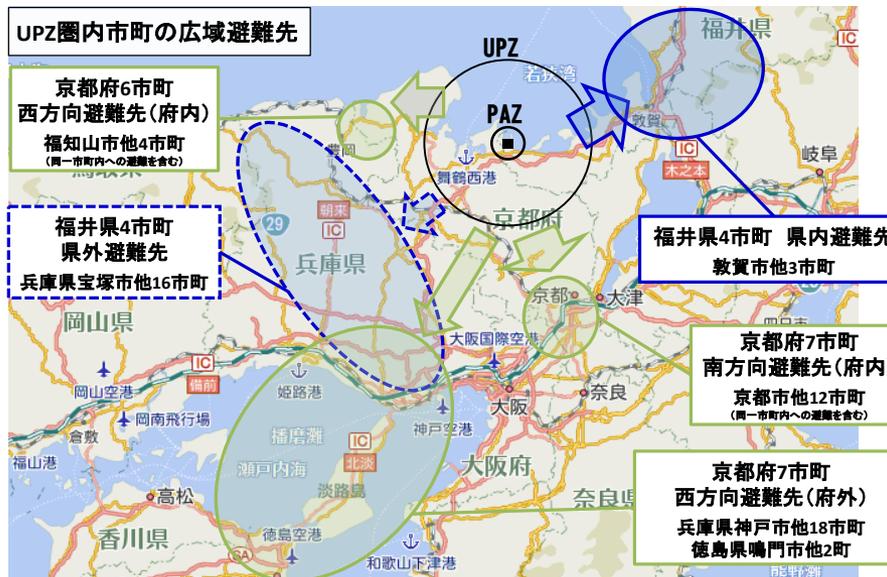
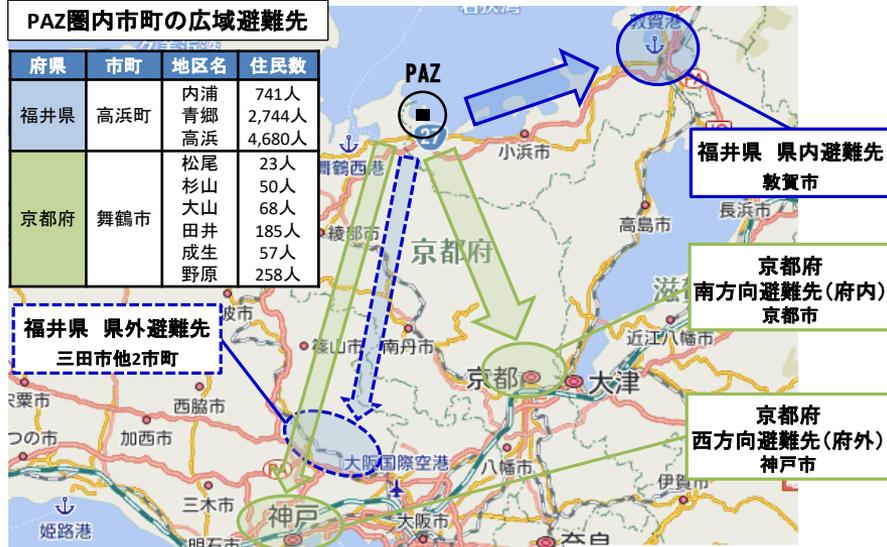
## 2. 原子力災害対策指針における緊急時防護措置実施の考え方

- 緊急事態の初期段階は原子力施設の状態等の進捗で、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- ① EAL(Emergency Action Level)による段階的避難／要支援者は早期避難  
原子力施設の状態等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。EALに基づき防護措置を行う。  
※要支援者の避難は通常の避難より時間がかかるため、EAL2の段階から避難により健康リスクが高まらない者は避難を開始し、避難により健康リスクが高まるおそれのある者は速い効果の高い建物等に屋内退避する。
- ② 緊急時モニタリングの実施／OIL(Operational Intervention Level)に基づく判断  
国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。放射性物質放出後、モニタリング結果と防護措置の実施基準(OIL)に基づき、PAZ圏外の住民の防護措置の実施を判断する。



## 3. PAZ圏及びUPZ圏の各自治体における広域避難先

- PAZ圏内、UPZ圏内の各市町の住民の避難先は、府県内外で確保。
- 府県を越える避難が必要な場合、避難元府県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された兵庫県及び徳島県の避難先で受入れを行う。



# 高浜地域の緊急時対応 (概要版) ②PAZ圏における避難・屋内退避の考え方

区域	種別	対象者数(人)	避難等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
PAZ (発電所から5km圏内)	施設敷地緊急事態(原災法10条)で避難開始	避難行動要支援者(医療機関・社会福祉施設) 高浜町 213 舞鶴市 (対象施設なし) 合計 213	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始	対象施設 高浜町 (5施設:213名) 舞鶴市 (対象施設なし) 合計5施設 <避難可能な者:28名> バス1台、福祉車両10台 (職員同乗)により避難 <無理に避難すると健康リスクが高まる者:185名> 施設内移動又は近隣の屋内退避施設へ移動 (職員が介護)	避難先 (敦賀市内7施設) 屋内退避施設 (若狭高浜病院、若狭高浜病院 附属介護老人保健施設 等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画において、避難元施設ごとに避難先施設を設定</li> <li>無理に避難すると健康リスクが高まる者については、放射線防護対策施設に入所している場合は輸送の準備が整うまで屋内退避を実施し、その他の施設に入所している場合は近隣の屋内退避施設へ移動。</li> </ul>
		避難行動要支援者(在宅) 高浜町 666 舞鶴市 33 合計 699		対象者 (699名) <避難可能な者:514名> バス25台、福祉車両2台 (支援者同乗)により避難 <無理に避難すると健康リスクが高まる者:185名> 福祉車両27台により移動 (ピストン輸送)	福祉避難所等※1 屋内退避施設※2 (若狭高浜病院、若狭高浜病院附属介護老人保健施設、原子力研修センター、みずなぎ鹿原学園、障害者施設こひつじの苑舞鶴、特別養護老人ホームやすらぎ苑、奥上林公民館 等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>高浜町では、あらかじめ定められた福祉避難所へと避難</li> <li>舞鶴市では、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が舞鶴市と連携の上、避難先を調整・確保</li> <li>避難することによりリスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の屋内退避施設へ移動</li> </ul>
		避難行動要支援者(学校・保育所) 高浜町 1,059 舞鶴市 (対象施設なし) 合計 1,059		対象施設(8施設:1,059名) ※高浜町のみ 保護者引渡し	避難先施設 (県内避難先:14施設、県外避難先:19施設) ※避難先施設で保護者に引き渡し	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引渡しを開始</li> <li>保護者へ引渡しができなかった場合は、保護者の避難先へ避難のうえ、保護者に引き渡す。</li> </ul>
	一般住民※3 高浜町 6,227 舞鶴市 608 合計 6,835	対象者 (6,835名) 一般住民の避難準備を開始	<自家用車で避難可能な者> 避難先施設 (府県内避難先:26施設、府県外避難先:21施設) <自家用車で避難できない者> 集合場所 (11箇所) 高浜町:111名(バス3台) 舞鶴市:62名(バス6台)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画において定められている避難先へ避難</li> <li>自然災害等により、避難先施設が利用できなくなった場合に備え、府県内及び府県外において避難先を確保</li> <li>自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車が利用できない者は、福井県丹南地方、舞鶴市内のバス会社が保有するバス等で移動。</li> </ul>		
合計		8,806				

※3 一般住民の対象者数は、PAZ住民数の合計から割り出した数であり、若干の増減がある。

# 高浜地域の緊急時対応（概要版） ③UPZ圏における屋内退避・一時移転の考え方

区域	種別	対象者数(人)	屋内退避 / 一時移転(1週間程度内に実施)の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
UPZ (発電所から5~30km圏内)	避難行動要支援者(医療機関・社会福祉施設)	福井県: 1,477 京都府: 3,360 合計: 4,837				<ul style="list-style-type: none"> <li>福井県では、避難元施設ごとに避難先施設を事前設定</li> <li>京都府では、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が関係市町と連携の上、受入施設を調整・確保</li> </ul>
	避難行動要支援者(在宅)	福井県: 1,837 京都府: 9,332 合計: 11,169		屋内退避の準備を開始		<ul style="list-style-type: none"> <li>一般住民を対象とした避難先施設への避難を基本とする。</li> <li>避難先施設における生活が困難な避難行動要支援者は、福井県においては、近隣の福祉避難所等に輸送。京都府においては、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が関係市町と連携の上、避難先を調整・確保</li> </ul>
	避難行動要支援者(学校・保育所)	福井県: 7,324 京都府: 17,478 合計: 24,802	対象施設(180施設)	保護者引渡し		<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引渡しを開始</li> <li>保護者へ引渡しができなかった場合は、全面緊急事態による屋内退避を行い、その後指示に基づき一時移転先に移動し、保護者に引き渡す</li> </ul>
	一般住民※1	福井県: 35,600 京都府: 94,274 合計: 129,874				<ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画で定めている避難先へ一時移転を実施</li> <li>福井県では、自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車が利用できない者は、県が準備したバス等で移動。</li> <li>京都府では、渋滞抑制等の観点から、原則バスによる避難を実施。</li> </ul>
	合計	170,682人				

福井県、京都府が、域内のバス会社から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は、関西広域連合及び政府の支援の下、隣接県等から輸送手段を調達。

※1 一般住民の対象者数は、UPZ住民数の合計から割り出した数であり、若干の増減がある。  
 ※3 UPZ圏内の全住民が一斉には一時移転を行わず、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超える区域が特定された場合は、特定された区域の住民の一時移転を実施